

平成23年度さいたま市食品衛生監視指導計画（素案）に寄せられた御意見と市の考え方

意見提出者
意見数

1団体
12件

No.	項目	ご意見の内容	ご意見に対する市の考え方
1	意見募集の時期について	平成23年度さいたま市食品衛生監視指導計画（素案）に対する意見募集期間は「平成23年1月14日～2月14日」までとなっています。食品の安全確保はさいたま市にとって重要な施策の一つであり、計画策定前に市民の意見を聞くことは食品安全行政に関するリスクコミュニケーションの機会の一つであり、重要なことであると認識しております。予算的措置を含む施策のより効果的な運用と、より透明性の高いプロセスを確保する上から素案の公表を早め、広く市民に意見募集を行うようお願いいたします。	御意見のとおり、当該計画の策定にあたって広く市民の皆様の意見を戴くことは重要であると考えております。意見募集については1月14日から2月14日に実施しておりますが、素案については、12月8日の食の安全委員会の議事録等と共に、12月24日に市ホームページ及び各区の情報公開コーナーにおいて公表しております。引き続き素案の早い時期での公表に努めてまいります。
2		全体として昨年度の計画に比べ市民に分かりやすい表記になったことや、人材の育成、市民への情報提供など食品安全行政が進んできていることを評価いたします。	評価いただき、ありがとうございます。引き続き、市民の皆様に分かり易い表記等に努めるとともに、食の安全確保対策を推進してまいります。
3	(7ページ) <TSE(BSE)対策>	本年度も、引き続きBSEスクリーニング検査を継続して実施されるよう要望します。また、多様な形でのリスクコミュニケーションを充実させ、BSEについての現在の科学的知見やそれに伴う対策について、広く市民が理解できるよう努めてください。	平成23年度も当市ではBSEスクリーニング検査を、と畜場に搬入される全ての牛を対象に実施いたします。また、BSEについては、市ホームページ（食肉衛生検査所）において毎月の検査実績やQ&A等を掲載しており、引き続き情報提供に努めてまいります。
4	(2ページ) <食の安全確保のための推進体制>	さいたま市食の安全委員会への消費者代表を増やしてください。食は人間が生きていく上で基本になるものであり、消費者は食に対し大きな関心を持っております。会議の場で市民の考えを多く聞き、また、消費者が専門家とともに議論を構築するためにも、専門家だけでなく消費者代表も増やしてください。委員構成比率でも消費者の割合が上がるよう特段の配慮を望みます。	御意見のとおり、消費者の皆様の見解や考えを聞くことは大変重要ですが、一方、食の安全に関わる幅広い分野の皆様から多様な意見を戴くことも必要と考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。「さいたま市食の安全委員会」における消費者代表の人数については、今後も構成比率等を検討してまいります。

平成23年度さいたま市食品衛生監視指導計画（素案）に寄せられた御意見と市の考え方

意見提出者
意見数

1団体
12件

No.	項目	ご意見の内容	ご意見に対する市の考え方
5	(6ページ) 3 監視対象施設及び監視回数	食肉の生食が原因と考えられるカンピロバクターによる食中毒が市内において多発しました。また、ノロウイルスでの食中毒も多発し、全国的にも同様な傾向があると聞いています。事業者（調理従事者）への指導の強化とともに、市民・利用者に対し食品衛生に関する正しい知識の普及など未然防止のための啓発に、より一層の工夫と努力をお願いします。	御意見のとおり全国的にもこれらの食中毒は多数発生し、平成22年にはさいたま市内でもカンピロバクターによる食中毒が5件発生しました。今後もより効果的・効率的な監視指導に努めるとともに、駅頭におけるキャンペーンを始め、市民の皆様に対する食品衛生の最新の情報・知識の提供を積極的に行ってまいります。
6	(8ページ) 6 収去検査計画	微生物検査、理化学検査については、検体数は少し増加していますが、検査項目数は大幅に減少しています。前年と比べ変更が必要になった合理的理由を明記し、消費者が安心感を得られるよう示してください。	市内において細菌性食中毒が多く発生していること等を鑑み、厚生労働省が実施している「食品中の食中毒菌汚染実態調査」に平成23年度から当市も参加し、市内に流通する食品の微生物検査を拡充することといたしました。理化学検査の検査項目については検査実績から食品分類ごとに精査・見直しを行った結果、検査項目数が減少する結果となりました。従来より監視指導計画には前年の計画からの変更理由等については明記しておりませんが、この変更のポイントについては12月8日に開催した食の安全委員会の議事録資料等とともに市ホームページにて公表しておりますので、ご理解いただければと思います。また、今後も市内に流通する食品の安全確保のため、より効果的な食品検査に取り組んでまいります。
7		残留農薬検査の検査対象食品に、高度に加工された輸入冷凍食品も加えられるよう検討してください。	加工食品については、国において検討開発中である試験法が確立した後に、計画に加えるよう検討したいと考えております。

平成23年度さいたま市食品衛生監視指導計画（素案）に寄せられた御意見と市の考え方

意見提出者
意見数

1 団体
12 件

No.	項目	ご意見の内容	ご意見に対する市の考え方
8	(10ページ) 5 食品等事業者の自主管理と食品表示の適正化の推進	アレルギー物質について、事業者に対し表示を徹底するよう監視指導を強化してください。あわせて、コンタミネーション防止について、適切な指導と表示の適正を求めます。	事業者に対し、実務者講習会などを通じて引き続きアレルギー物質表示の周知徹底を図るとともに、アレルギー物質のコンタミネーション防止についても監視指導を行ってまいります。
9		食品等事業者に対して、自主衛生管理を図るようHACCP方式・・・とありますが、事業者におけるHACCP方式の導入は、大規模施設においては相当程度進んでいるようです。しかしながら、市内の大多数を占める中小規模層においては低位にとどまっていると聞いています。同手法は原料受入から最終製品までの各工程に、汚染・混入などの危害を予測・管理するものであり、事業者への導入は重要であると考えます。目標値を決めて導入を推進してください。また、現場責任者・指導者養成のための支援とともに、HACCP手法の導入が困難な零細規模層に対しても、より高い衛生管理を徹底させる支援を望みます。	御意見のとおり、食の安全確保において事業者の自主衛生管理は重要であると理解しております。そのため、食の安全委員会においても「生産、製造（加工）から流通・販売、消費にいたるまでの各過程における食の安全確保の推進」との検討テーマの中で、食品事業者の自主衛生管理の推進についても取り上げ、意見交換戴いているところです。このような議論等も踏まえつつ、HACCPに基づく衛生管理の考え方を含めた、自主衛生管理の取り組みについて引き続き支援してまいります。
10		食品表示に関しては、不適正な表示が依然多数見受けられます。食品表示の適正化のため食品衛生法やJAS法だけでなく健康増進法や景品表示法、計量法なども含め法令を遵守し、市民から信頼が得られるよう事業者への啓発と周知、監視指導を強化してください。	食品表示110番制度に基づく立ち入り調査や特定保健用食品の表示に関する調査など食品衛生法以外の法令にまたがる事案につきましても、引き続き関係部局と連携して調査及び指導に当たり、表示の適正化を進めてまいります。 また、夏期及び年末においては、消費者庁からの通知に基づき、関連部局と連携して食品表示の監視指導を行う予定です。

平成23年度さいたま市食品衛生監視指導計画（素案）に寄せられた御意見と市の考え方

意見提出者
意見数

1団体
12件

No.	項目	ご意見の内容	ご意見に対する市の考え方
11	(11ページ) 8 市民への情報提供	市民への食品等による健康危害発生防止のため、消費者団体との連携を図るとともに、各団体の会報誌等を活用するなど食品衛生に関する情報の提供を要望します。	今後とも消費者団体と連携して食品等による健康危害発生の防止に努めてまいります。 各団体の会報誌等の活用につきましても、情報の内容等を踏まえ、今後検討していきたいと考えております。
12		「さいたま市食の安全委員会」では、学識経験者の話や消費者の考え等聞くことができる貴重な会議です。広く市民が傍聴できるようその開催場所や開催案内の在り方を検討してください。	「さいたま市付属機関等の会議の公開に関する要綱」に基づき会議の開催案内（傍聴募集も含む）を市ホームページに掲載しているほか、ホームページ「日々の暮らし」及び「食育なび」にも開催案内を掲載しております。傍聴募集人員につきましては、過去の応募状況等を踏まえ5名程度としております。また会場につきましては、会議室の確保の関係等から、本庁舎や保健所における開催となりますことをご理解いただきたいと思います。